

公益法人合併ガイド



～より充実した事業活動のための選択肢として～

令和7年6月 内閣府公益法人行政担当室

本資料の目的・背景	2
公益法人の合併とは	3
合併に関する制限等	4
公益法人としての手続き	5
合併のパターン	6
吸収合併の流れ	8
合併以外の手段	10
事例紹介	11
関係資料等	13

【略称】

- ・公益法人：公益社団法人及び公益財団法人
- ・移行法人：公益目的支出計画を実施中の一般社団法人及び一般財団法人
- ・認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- ・認定規則：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
- ・整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
- ・整備規則：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）
- ・法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・ガイドライン：公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

本資料の目的・背景

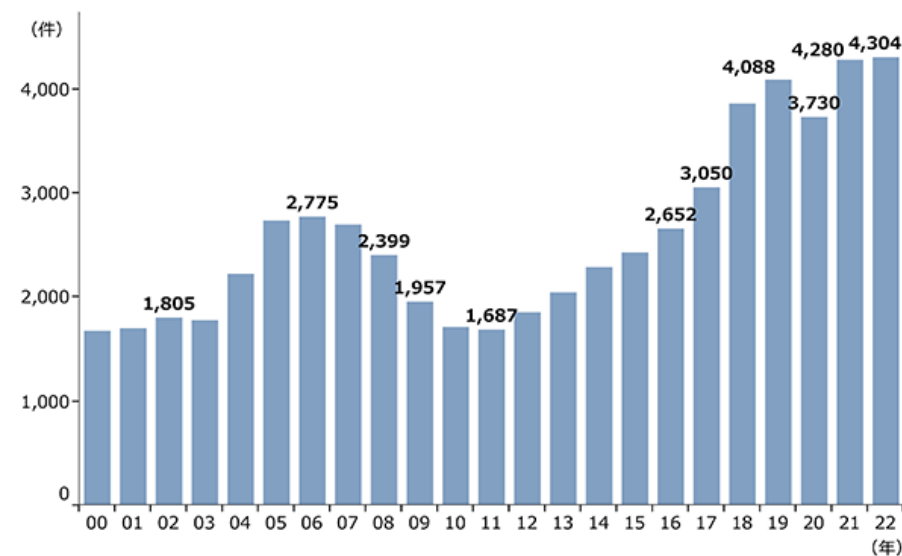
■ 広く社会課題解決に取り組まれている公益法人や移行法人の皆様が、社会変化に対応し、事業活動を展開していくための選択肢として、事業・組織の再編が考えられます。事業・組織の再編により、人手不足の中での事業継続や事業の質を向上するために組織基盤の強化を図ることが考えられます。

■ 企業全体では、年々M&Aの件数が増加しており、社会全体で事業・組織の再編が加速しています。

2006年の公益法人制度改革から、20年近い時が流れ、各法人を取り巻く環境も大きく変化しているのではないかと思います。

■ 現状、公益法人の合併は年間平均10件程度と限定的ですが、本資料は、必要な手続きがわかりにくいとの声がある公益法人の合併について解説し、公益法人の皆様が、今後の事業展開を検討される際の一助となることを目的としています。

(企業全体のM&Aの現状)



合併以外も含むが、中小企業白書では、企業全体のM&Aの件数は近年増加傾向で推移しており、我が国におけるM&Aは更に活発化していることが推察される、とされている。

(公益法人の合併の現状)

公益法人	合併件数	法人数
2018年	14	9,581
2019年	8	9,614
2020年	9	9,640
2021年	12	9,672
2022年	4	9,711
期間平均値	9.4	9,644

※ 各数値の出典:公益法人…『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』(内閣府)、企業のM&Aの件数…『2023年版「中小企業白書」』(中小企業庁) 2

公益法人の合併とは

「合併」とは、2つ以上の法人が、契約によって1つの法人に統合することをいいます。

1

公益法人が合併する場合、一般社団・財団法人としての手続に加え、公益法人としての手続が必要です。同様に、移行法人が合併する場合も一定の手続が必要です。

2

合併には、吸収合併と新設合併があります。吸収合併では、合併する法人のうち一つが存続法人となり他の法人は吸収されます。新設合併では、新たな法人(新設法人)が設立され、合併前の法人は消滅します。

3

公益社団と公益財団、公益社団(/財団)と一般社団(/財団)(移行法人も含みます)同士の合併は可能ですが、株式会社、NPO法人等、他の法人格の法人との合併はできません。

OK

公益社団法人

公益財団法人

公益社団法人

一般社団法人

公益財団法人

一般財団法人

NG

公益社団法人
公益財団法人

株式会社

NPO法人

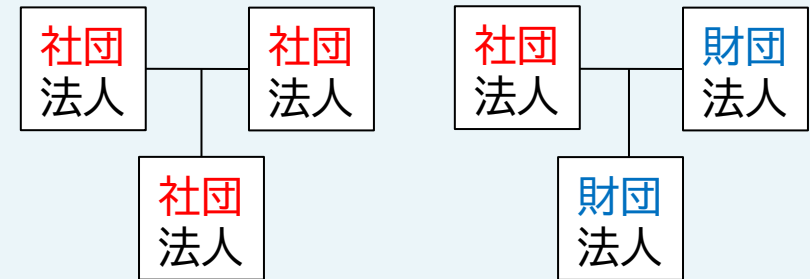
⋮

合併に関する制限等

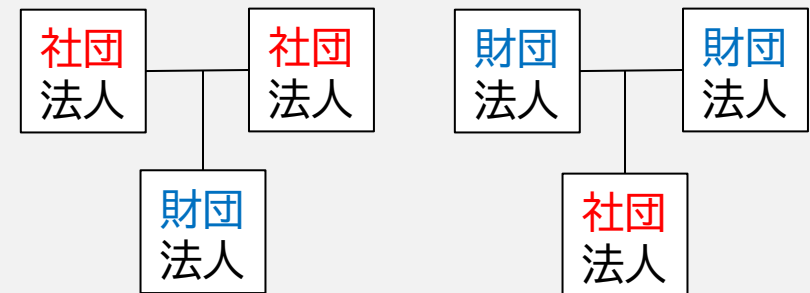
■ 存続法人又は新設法人は、合併をする法人が社団法人のみである場合は、社団法人である必要が、合併をする法人が財団法人のみである場合は、財団法人である必要があります(逆に、社団法人と財団法人の両方である場合には、どちらでも構いません)。

■ ただし、合併をする社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、存続法人又は新設法人は、社団法人でなければなりません。

OK



NG



●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第50号） （合併の制限）

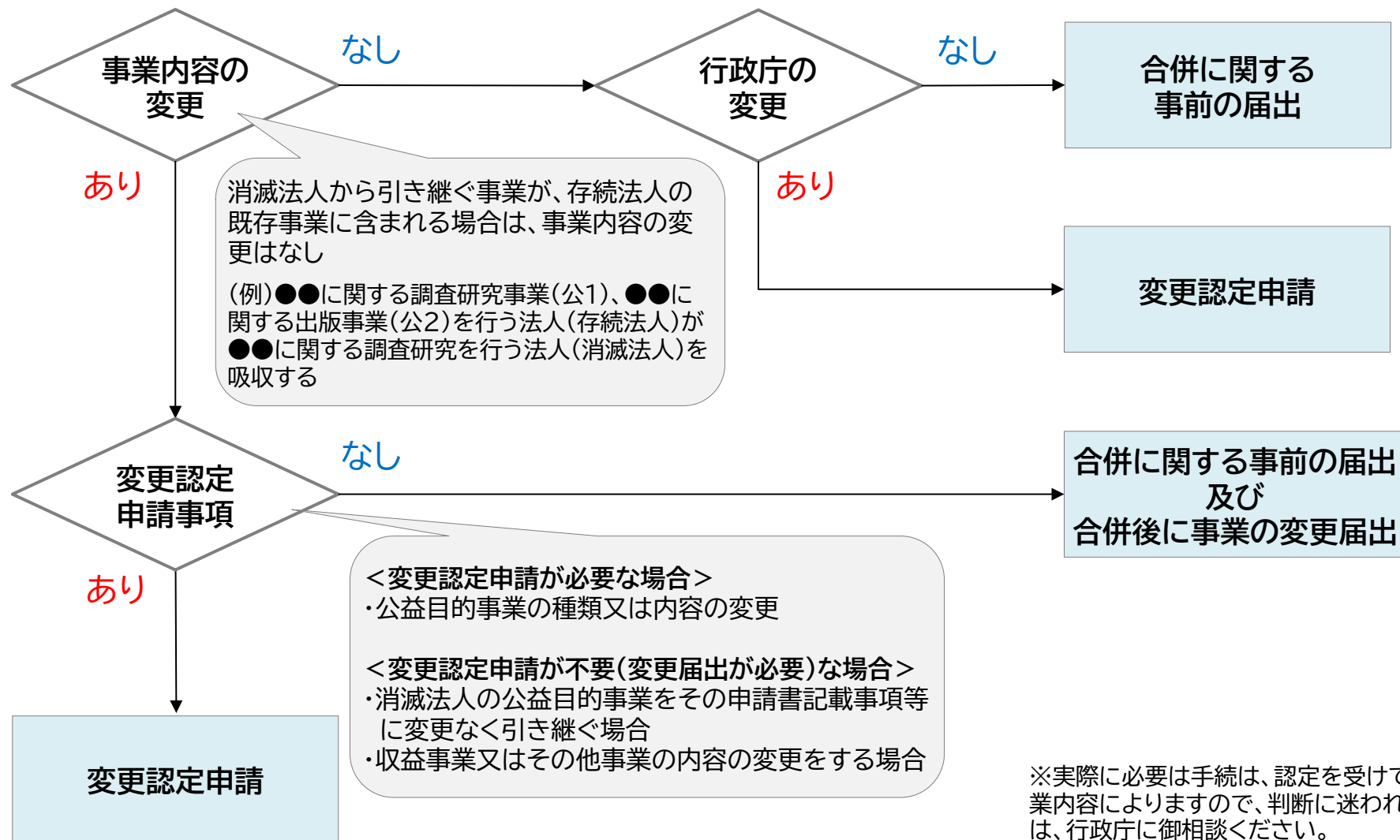
第243条 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般社団法人若しくは一般財団法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財団法人は、それぞれ当該各号に定める種類の法人でなければならない。

- 一 合併をする法人が一般社団法人のみである場合 一般社団法人
- 二 合併をする法人が一般財団法人のみである場合 一般財団法人

2 前項各号に掲げる場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。

公益法人としての手続

■ 吸収合併の場合 (ガイドライン第4章第5参照) ※ 存続法人で必要な手続。吸収される法人は事前の届出



■ 新設合併の場合 (ガイドライン第4章第6参照)

- ・公益法人が二以上あるとき一つの法人から合併による地位の承継の認可の申請が必要
- ・認可の申請をしない法人は合併の届出が必要

合併のパターン①吸収合併の場合

合併には様々なパターンがあり、それぞれ必要な手続きが異なります。

吸収合併				存続法人	法令	手続
1	公益法人	+	公益法人	→	公益法人	<p>認定法11条1項・4項又は13条1項及び24条1項1号 認定規則10条4項又は59条</p> <p>存続法人:合併に伴う変更認定申請(様式2号)若しくは変更を要しない又は変更届出事項のみの場合、合併・事業変更届出(様式6号・様式3号) 消滅法人:合併届出(様式6号)→消滅公益法人の定期提出書類は存続法人が提出する</p>
2	公益法人	+	移行法人	→	公益法人	<p>認定法11条1項・4項又は13条1項 認定規則10条4項又は59条 整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法124条・126条5項1号・6項 整備規則40条</p> <p>存続法人(公益法人):合併に伴う変更認定申請(様式2号)若しくは変更を要しない又は変更届出事項のみの場合、合併・事業変更届出(様式6号・様式3号) 移行法人の公益目的支出計画はみなし完了→届出(整備規様式9号) 消滅法人(移行法人):合併の予定の変更等届出</p>
3	公益法人	+	移行法人	→	移行法人	<p>認定法24条1項1号 認定規則59条 整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項1号・2項 認定法30条1項・認定規則65～70条</p> <p>存続法人(移行法人):合併の予定の変更等届出 合併届出(整備規則様式8号) 消滅法人(公益法人):合併届出(様式6号) 公益法人が認定取消法人等になり、公益目的取得財産残額を他の公益法人等へ贈与する(様式12号・13号)</p>
4	公益法人	+	一般法人	→	公益法人	<p>認定法11条1項・4項又は13条1項及び24条1項1号 認定規則10条4項又は59条</p> <p>存続法人(公益法人):合併に伴う変更認定申請(様式2号)若しくは変更を要しない又は変更届出事項のみの場合、合併・事業変更届出(様式6号・様式3号)</p>
5	公益法人	+	一般法人	→	一般法人	<p>認定法24条1項1号 認定法30条1項・認定規65～70条</p> <p>消滅法人(公益法人):合併届出(様式6号) 一般法人が認定取消法人等になり、公益目的取得財産残額を他の公益法人等へ贈与する(様式12号・13号)</p>
6	移行法人	+	移行法人	→	移行法人	<p>整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項1号・2項・4項 整備規則38条</p> <p>合併の予定の変更等届出 消滅法人(存続法人):合併届出(整備規様式8号)・公益目的財産額は合計額</p>
7	移行法人	+	一般法人	→	移行法人	<p>整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項1号・2項・4項 整備規則38条</p> <p>存続法人(移行法人):合併の予定の変更等届出 合併届出(整備規様式8号)</p>
8	移行法人	+	一般法人	→	(一般法人)	<p>整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項2号・2項・3項</p> <p>消滅法人(移行法人):合併の予定の変更等届出 存続法人(みなされる移行法人):合併届出(整備規様式8号)</p>

※ 様式について、整備規則で定められているものは整備規様式○号と、認定規則で定められているものは様式○号としている。6

合併のパターン② 新設合併の場合

新設合併				新設法人	法令	手続	
1	公益法人	+	公益法人	→	公益法人	認定法25条 認定規則60条・61条	消滅法人:合併による地位の承継の認可申請(様式7号) 新設法人:消滅公益法人の定期提出書類を提出する
2	公益法人	+	公益法人	→	一般法人	認定法24条1項1号 認定規則59条 認定法30条1項・認定規則65~70条	消滅法人(公益法人):合併届出(様式6号) 新設法人(一般法人):公益法人が認定取消法人等になり、公益目的取得財産残額を他の公益法人等へ贈与する(様式12号・13号)
3	公益法人	+	移行法人	→	公益法人	認定法25条、 認定規則60条・61条 整備法125条1項・整備規則35条4号、 整備法126条5項2号・5項・6項 整備規則40条	消滅法人(公益法人):合併による地位の承継の認可申請(様式7号) 消滅法人(移行法人):合併の予定の変更等 新設法人(公益法人):消滅法人の定期提出書類を提出する 移行法人の公益目的支出計画はみなし完了→届出(整備規様式9号)
4	公益法人	+	移行法人	→	(一般法人)	認定法24条1項1号 認定規則59条 整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項3号・2項・3項 認定法30条1項・認定規則65~70条	消滅法人(公益法人):合併届出(公益法人・様式6号) 消滅法人(移行法人):合併の予定の変更等届出 新設法人(みなされる移行法人):合併届出(整備規様式8号) 公益法人が認定取消法人等になり、公益目的取得財産残額を他の公益法人等へ贈与する(様式12号・13号)
5	公益法人	+	一般法人	→	公益法人	認定法25条 認定規則60条・61条	消滅法人(公益法人):合併による地位の承継の認可申請(様式7号) 新設法人(公益法人):消滅公益法人の定期提出書類を提出する
6	公益法人	+	一般法人	→	一般法人	認定法24条1項1号 認定規則59条 認定法30条1項・認定規則65~70条	消滅法人(公益法人):合併届出(様式6号) 新設法人(一般法人):公益法人が認定取消法人等になり、公益目的取得財産残額を他の公益法人等へ贈与する(様式12号・13号)
7	移行法人	+	移行法人	→	(一般法人)	整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項3号・2項・3項	消滅法人(移行法人):合併の予定の変更等届出 消滅法人(みなされる移行法人):合併届出(整備規様式8号)
8	移行法人	+	一般法人	→	(一般法人)	整備法125条1項・整備規則35条4号 整備法126条1項3号・2項・3項	消滅法人(移行法人):合併の予定の変更等届出 消滅法人(みなされる移行法人):合併届出(整備規様式8号)

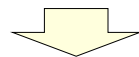
※ 様式について、整備規則で定められているものは整備規様式○号と、認定規則で定められているものは様式○号としている。7

吸収合併の流れ①(変更認定前)

合併の内容によって必要な手続は異なりますが、典型的な公益法人の合併パターンとして、**公益法人が他の公益法人を吸収合併し変更認定申請が必要な場合**の流れを御紹介します。

合併の効力発生日からの 逆算(目安)	存続法人	消滅法人	備考
1～2年前	合同検討会の設置 (スケジュール、人事、職員の処遇の認識共有等)		
	理事会、社員総会・評議員会への報告、検討		
	行政庁への相談、情報共有		
	理事会で合併契約案承認、 事業内容変更の決議	理事会で合併契約案承認、 合併決議	法人法90④及び197、認定 規則10②一又は59②一
	合併契約締結 (存続法人の名称及び住所、合併の効力発生日について定める必要)		法人法242及び244
	社員総会・評議員会で定款変更 決議、行政庁への変更認定申請 等の確認	行政庁への合併届出の確認	法人法146及び200 存続法人における行政庁への 手続は、事業内容によって、 認定申請を要する場合と届出 ですむ場合がある
社員総会・評議員会の2週間 前・債権者保護のための公告 のいずれか早い日から	事前開示書面備置き・閲覧 (合併効力発生後6か月まで)	事前開示書面備置き・閲覧 (合併効力発生日まで)	法人法246及び250
6～3か月前頃	行政庁への変更認定申請等	行政庁への合併届出	認定法11及び24
	社員総会・評議員会で合併契約承認		法人法247及び251

行政庁への申請/届出の際には、合併契約書の写し及び事業内容の変更/合併を決議した理事会の議事録の写しが必要です。



吸収合併の流れ②(変更認定以降)

合併の効力発生日からの逆算(目安)	存続法人	消滅法人	備考
2か月前頃	債権者保護のための公告 (1か月以上)	債権者保護のための公告 (1か月以上)	法人法248及び252
	行政庁による変更認定		
合併成立(効力発生日)	合併の効力発生		法人法245
	事後開示書面備置き・閲覧 (効力発生日から6か月まで)		法人法253
2週間以内	変更登記	解散登記	法人法306、317及び322
	定款・登記事項証明書の 行政庁への提出		認定規則10③
3ヶ月以内	消滅法人の最終事業年度 事業報告書類提出		認定規則10④

(※)法令に基づく手続を太文字、それ以外は、実務上一般的と考えられるプロセスです。

(※)合併後も存続法人の事業内容が変わらない場合や、消滅法人からその公益目的事業をその申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合には、合併前の変更認定申請は不要であり、合併前に合併の届出及び(後者の場合には)合併後に変更届出を行うこととなります。

(※)法令に基づく手続ではありませんが、実務上、内部規程の調整、退職金の引継ぎ、システムの統合、税務申告、新旧会計基準の適用の検討などが必要な場合もあります。

合併以外の手段

他の公益法人との間での事業・組織の再編として、合併以外では以下の手段が想定されます。

【事業譲渡】

…合併が権利・義務を全て引き継ぐ包括承継となる一方、事業譲渡の場合、資産・負債ごとに個別に権利義務の移転を行います。事業の全部を譲渡する場合には、社員総会(・評議員会)の決議が必要です。公益法人としての手続としては、譲渡元の法人においては、事業廃止の届出が、譲渡先の法人においては、事業変更の届出や変更認定申請が必要になる場合があります。なお、全部譲渡の場合、譲渡元の法人は公益認定の取消しの申請等を行うこととなります。

【公益認定の取消及び公益目的取得財産残額の贈与】

…公益認定の取消し等の場合、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を国、地方公共団体、類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する必要があります。公益目的のために取得した財産が他の公益法人等で活用されます。

【解散及び残余財産の贈与】

…公益法人が解散した場合、残余財産を国、地方公共団体、類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する必要があります。公益目的のために取得した財産が他の公益法人等で活用されます。

事例紹介①(公財)アサヒグループ財団

合併を経験された(公財)アサヒグループ財団((公財)アサヒグループ芸術文化財団が(公財)アサヒグループ学術振興財団を吸収合併。その後、現在の法人名に)の事例をQA形式で紹介します。

Q 合併を検討されたきっかけを教えてください。

A 合併前の両財団は、事務局職員が共通(兼務)だったこともあり、運営事務の効率化を目的に検討しました。合併に併せて事業も見直し、存続法人の事業については、美術館事業を中心とし、助成事業は廃止することとしました。同時に、両財団の強みを活かし、相乗効果の発揮を検討しました。

Q 合併の検討から成立までどのくらいの期間がかかりましたか。検討において外部への相談は行いましたか。

A 検討のスタートから約3年間かかりました。合併経験のある公益法人の方、公益法人を支援する団体にお話も聞きに行った他、顧問会計士・税理士、司法書士に相談しながら進めました。企業の合併であれば、1年間で終わる場合もありますが、公益法人における役員との関係や年間の機関決定スケジュールを考えると、3年というのはそこまで長い気はしませんでした。

Q 合併を進めるに当たり、特に苦労した点がありましたか。

A 役員をはじめとする関係者の方への説明が一番大変でした。合併とはいえ、片方の財団が消滅するというので、消滅法人の研究助成事業はしっかりと引き継ぎ実施されることなどをしっかりと説明し、関係者の理解を得ることができました。

合併を経験された（公財）生協総合研究所（（公財）生協総合研究所が（一財）地域生活研究所を吸収合併）の事例をQA形式で紹介します。

Q 合併を検討されたきっかけを教えてください。

A 消滅法人が組織継続に限界を感じ、つながりのある法人の中で、類似する事業（研究事業）を実施し、かつ、同じ東京で活動する法人ということで、当法人に合併の打診があったことから検討が始まりました。

Q 合併の検討から成立までどのくらいの期間がかかりましたか。検討において外部への相談は行いましたか。

A 合併を進めるに当たり、まず公益目的事業について変更認定申請が必要かどうかを確認しました。結果不要ということがわかり、そこから合併の成立まで8ヶ月程度かかりました。当財団としては顧問行政書士や監査法人に相談し、消滅法人の側では顧問弁護士に相談しながら進めました。

Q 合併を進めるに当たり、特に苦労した点がありましたか。

A 一般法人法に関する手続は、行政書士等も知見がありましたが、公益法人として必要になる手続（公益目的事業について、変更認定申請が必要なのか）については、存続法人の定款の記載、認定を受けている申請書の記載内容を基に、行政庁の担当者に相談する必要があり苦労した点です。

- 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（令和6年12月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/a846rbz72g.html>
関係箇所：第4章第3 変更の認定、第4章第4 変更の届出、同第5 合併等の届出、同第6 合併による地位承継認可、第5章第4(3)公益目的取得財産残額
- 公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)(令和7年4月版)
<https://www.koeki-info.go.jp/activities/k3klk2gbi5.html>
事業内容の変更についての必要な手続(FAQⅢ-3-⑤)
- 様式 → 公益information「電子申請窓口」から取得可能です
<https://www.koeki-info.go.jp/activities/#request>
関係様式：「変更認定申請書」「合併届出書」「合併による地位の継承の認可申請書」「合併消滅法人の事業報告等(認定法施行規則第10条4項)の提出書」など
- 変更認定申請・変更届出の手引き…事業変更についての手引です
<https://www.koeki-info.go.jp/activities/2mecgf5geh.html>